

ID: 32

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 中央図書館

処分の概要	視聴覚室等の利用承認		
例規名 根拠条項	東大和市立図書館条例施行規則 第9条		
例規番号	昭和58年教育委員会規則第4号		
【基準】			
第8条及び第9条の規定による。 (視聴覚室等の利用の範囲) 第8条 視聴覚室、会議室、お話し室及び展示コーナー(以下「視聴覚室等」という。)は、教育的、文化的活動等図書館事業に関連のある集会及び行事に利用することができる。 (視聴覚室等の利用手続) 第9条 視聴覚室等を利用しようとする者(以下この章において「利用者」という。)は、東大和市立中央図書館長(以下「中央館長」という。)に申込みをし、その承認を受けなければならない。 2 中央館長は、前項の承認をする際に、必要な条件を付することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日